



宮崎労基発 0105 第4号
令和4年1月5日

関係団体の長 殿

宮崎労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

石綿事前調査結果の電子報告の開始及びシステム運用開始前の
ユーザーテストの実施等について（周知依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正石綿障害予防規則が順次施行され、令和4年4月1日以降に着工する建築物等の解体・改修工事で一定規模以上のものについては、事前調査結果を労働基準監督署・自治体へ報告する制度が始まります。

つきましては、本制度の運用開始に先立ち、ユーザーテストが令和4年1月18日から2月18日までの期間実施されることから、傘下会員事業場に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

また、石綿障害予防規則の改正の概要等について、石綿総合情報ポータルサイト内に掲載されていますので併せて周知をお願いいたします。

(URL : <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)

なお、対象となる事業場に対しては、今般、別添の文面によりユーザーテストの実施等について案内を送付済です。

【連絡先】

宮崎労働局
労働基準部 健康安全課
☎0985-38-8835

宮崎労基発 0105 第 6 号
令和 4 年 1 月 5 日

各 位

宮崎労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

石綿事前調査結果の電子報告の開始及びシステム運用開始前の
ユーザーテストの実施等について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正石綿障害予防規則が順次施行され、令和 4 年 4 月 1 日以降に着工する建築物等の解体・改修工事で一定規模以上のものについては、下記のとおり事前調査結果を労働基準監督署・自治体へ報告する制度がはじまります。

また、令和 5 年 1 0 月以降に着工する解体・改修工事の事前調査については、工事規模に関係なく有資格者による確認が必要となりますので、計画的な資格取得について併せてお願いいたします。

記

1 石綿事前調査結果報告について

(1) 対象となる工事

- ①解体部分の床面積の合計が 8 0 m²以上又は請負金額が税込み 1 0 0 万円以上の建築物の解体・改修工事
- ②請負金額が税込み 1 0 0 万円以上の特定の工作物の解体・改修工事
(対象工事の詳細は、別添のリーフレットを確認ください)

(2) 事前調査結果の報告方法

事前調査結果の報告は、パソコン・スマートフォンを使用して、「事前調査結果報告システム」から電子申請を行う必要があります。

また、システムを利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。

(3) ユーザーテストの実施

「事前調査結果報告システム」の運用開始に先立ち実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを令和4年1月18日から2月18日までの期間に実施しますので、同封の資料「石綿事前調査結果報告システムユーザーテストについてのご案内」を参考にユーザーテストへの参加をお願いします。

2 建築物石綿含有建材調査者資格について

令和5年10月から着工する解体・改修工事の事前調査については、工事規模に関係なく「建築物石綿含有建材調査者」又は「日本アスベスト調査診断協会の登録者」による確認が必要となります。

「建築物石綿含有建材調査者」の資格取得講習については、県内では、現在、建設業労働災害防止協会宮崎県支部が実施しておりますので、計画的な資格取得をお願いします。

その他の講習機関及び石綿障害予防規則の改正の概要等については石綿総合情報ポータルサイト（URL：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>）をご参照ください。

【申込先】

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

住所 宮崎市橘通東2丁目9番19号（宮崎県建設会館4階）

電話番号（0985）－20－8610

【連絡先】

宮崎労働局

労働基準部 健康安全課

☎0985-38-8835

建築物等の解体・改修工事の 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！ 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point
12022年春から
制度が変わります2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、
石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する
制度がはじまります。Point
2報告はパソコン・
スマートフォンで報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから
電子申請で行っていただきます。【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>Point
3事前の準備が
必要です石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」
を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規
申請電子申請を
おこなうパソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督
署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。下書き
保存テンプレート
をつくる申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元
方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。一括
申請まとめて
申請する「プライムアカウント(GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複
数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。資料
作成申請情報の
活用システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成
することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン

スマートフォン
(タブレット)

OS

Windows / Linux
iOS(iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari
Internet Explorer など電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまた
はスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラ
ケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライ
ム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請する
ためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>石綿障害予防規則に
関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に
関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者

石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方

費用

無料

※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及び
GbizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。

テスト期間

2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで

※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。

URL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



操作マニュアル

石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報
ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省
Webサイト

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/post 87.html>



ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは？

A GbizIDを事前に
取得いただく必要があります
ユーザーテストに参加するためには、本
運用時と同様にGbizIDが必要となり
ます。今回取得したGbizIDは、本運用
時にそのまま利用することができます
ので、早めに取得されることをお勧め
します。

Q どの機能が使えるの？

A すべての機能が使えます
ユーザーテストは、本運用時と全く同
じ環境で実施しますので、申請機能
以外にもすべての機能を利用いた
だき、操作を試していただくことが可能
です。

Q 実際のデータを使うの？

A 申請データは
架空のものでも構いません
実際の事前調査結果報告データを入
力・申請する必要はありません。実際
のデータを入力していただいても問題
ありませんが、ユーザーテスト終了後
にデータは消去されます。

Q データはどうなるの？

A 申請データは消去されますが
アカウントの設定は残ります
ユーザーテストにおいて入力・申請され
た申請データは、ユーザーテスト終了後
にすべて消去されます。ただし、ユーザ
ーアカウント(ID・パスワード・グループ
機能)に関する設定は、本運用にそのま
ま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか？

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施
してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプ
デスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせに
ついて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マ
ニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただきます場合があります。ご理解をお願い
します。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金)

2月下旬～

▼ 3月中(日時未定)

準備期間

ユーザーテスト

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、Gbiz
IDを取得されることをおすすめしま
す(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前
調査結果報告システムを利用してテストを行う
ことができます ※メンテナンス等で利用不可となる場合があります

本運用に向けた準備のため、
ユーザーテスト終了後、いった
んシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次
第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります

石綿事前調査結果報告システム ユーザーテストについてのご案内

令和3年11月19日

目次

1. ユーザーテストについて	2
2. ユーザーテストの実施時期について	3
3. ユーザーテストの実施対象について	4
4. ユーザーテストの内容について	5
4-1 事前調査結果の申請など	6
4-2 ユーザーカウントの管理	7
5. ユーザーテストの留意事項	8
6. ユーザーテスト中の問合せ	9
7. 事業者向けの広報について	10

1. ユーザーテストについて

令和4年4月の石綿事前調査結果報告システム稼働に向け、職員・事業者のみなさまにシステムの操作について確認していただく機会として、ユーザーテストを実施します。

石綿事前調査結果報告システムについて

改正石綿障害予防規則・大気汚染防止法の施行に対応するため、厚生労働省・環境省が共同して電子報告システムの構築を行ってきました。

令和4年4月

事前調査結果報告制度施行
(石綿則・大気汚染防止法)

事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、令和4年4月1日より一定の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を労働基準監督署及び都道府県等へ報告することを義務づけ

石綿事前調査結果報告
システムの開発

事業者、及び行政職員の利用性と運用性を考慮し、それぞれの負担を軽減させつつ、確実な報告が可能な電子申請システムとして、厚生労働省・環境省が連携して石綿事前調査結果報告システムを開発し、令和4年3月中に本運用開始予定

ユーザーテストについて

都道府県労働局・労働基準監督署、事業者等システムの利用者のみなさまを対象としたユーザーテストを実施します。本資料には、ユーザーテストの実施概要を記載しています。

いつ

実施するのか

ユーザーテストの実施期間は、
令和4年(2022)年1月中旬
から2月中旬まで約1か月間を
予定しています。

P3

だれが

参加するのか

みなさまにシステムの利用に慣
れたいいただくため、行政職員・事
業者を問わず、石綿事前調査
結果報告システムを利用予定
のすべての方がユーザーテストの
参加対象です。

P4

なにを

実施するのか

事前調査結果の申請操作など
システム操作に「慣れたいいただく
ため、実際のシステムを利用し
たテストを実施いただけます。
また、本運用に向けた一部の設
定作業も行っていました。

P5

2. ユーザーテストの実施時期について

ユーザーテストは1月18日～2月18日の実施を予定しております。

ユーザーテストは、令和4年1月18日(火)～2月18日(金)の実施を予定しています。ユーザーテストと並行して説明会（オンライン会議形式）を実施し、システムの使用方法等について、労働局・労基署職員のみなさまにお知らせする予定です。

令和4年(2022年)1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和4年(2022年)2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

凡例
テスト期間
説明会

利用可能時間について

本運用時と同様、土・日・祝日を含む24時間運用を予定していますが、メンテナンス等により一時的に運用を中止する場合があります。

ユーザーテスト終了後のスケジュールについて

ユーザーテストで登録されたデータの消去等、本運用に向けた準備作業を行うため、システムの利用を一旦停止します。本運用の開始スケジュールについては別途お知らせします。

3. ユーザーテストの実施対象者について

ユーザーテストに参加制限は設けず、本運用でシステムの利用対象となる全ての利用者が参加可能です。

ユーザーテストの参加者について

石綿事前調査結果報告システムを利用する全ての方がユーザーテストの参加対象です。また、参加人数の制限などは設けません。



利用するユーザーアカウントについて

ユーザーアカウント(本システムを利用するためのID・パスワード)は、本運用時に使用するものと同じものを利用します。労働局・労基署職員の方が利用するユーザーアカウントの発行方法については、令和3年12月中に別途お知らせする予定です。

厚生労働省(労働局・労基署)

- | | | |
|-----------|----------------|--|
| 12月
下旬 | ユーザー
申請書の送付 | ・労働基準行政システムの登録情報に基づき、本省よりユーザー申請書を各労働局に送付(送付元は調整中) |
| 1月
上旬 | 必要事項の
記入 | ・各労働局から各労基署にユーザー申請書を展開
・各労基署でユーザー申請書に必要事項を記載し返送
・各労働局にてユーザー申請書を取りまとめ、本省に返送 |
| 1月
中旬 | アカウントの
発行 | ・ユーザー申請書の内容に基づきユーザーアカウントを発行 |

※実施時期の詳細は調整中

事業者

- ・事業者は各自でアカウントの発行申請を行い、GBZIDを取得する【GBZID】<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・GBZIDイントリーは即時取得可能
- ・GBZIDプラットフォームは作成に当たり書類提出及び審査を実施。確実にユーザーテストに参加するためには早期の取得を推奨

4. ユーザーテストの内容について

ユーザーテストは3月中旬からの本運用にあわせ、一連の操作を本運用と同じ形で実施します。ユーザーテストで入力した申請データはユーザーテスト終了時に削除されます。

ユーザーテストの実施内容について

ユーザーテストでは、石綿事前調査結果報告システムの操作方法について、実際の運用時と同様に一連の操作を通してテストしていただくことで、利用者のみなさまに習熟を図っていただきます。なお、アカウント情報については、本運用時に使用する情報の設定を行っていただくことが可能です。



使用するデータについて

ユーザーテストは本運用と同じ環境を利用して実施しますが、申請したデータはテスト終了後にすべて削除されますのでご注意ください。なお、アカウント情報については、ユーザーテストで利用した情報をそのまま本運用に引き継ぎますのでパスワード等の設定情報を忘れないようにお願いします。

申請情報		アカウント情報	
工事発注者情報	元方・請負事業者情報	ID	パスワード
事前調査結果情報	立入関連情報	所属情報	メール通知設定
工事場所情報	施行状況調査情報		メール通知方法
テストデータ		実データ	

テスト終了後は **テストデータをすべて消去します** テスト終了後は **そのまま本運用で利用します**

4-1. 事前調査結果の申請など

事前調査結果の新規申請

対象：事業者・労基署

ユーザーテスト終了後情報は削除



- 事業者の方には、実際に行った事前調査結果（または架空の事前調査結果）をもとに、新規申請操作を行っていただきます。**実際の事前調査結果をもとに入力する場合は、個人情報などを加工して入力することをお勧めします。**このデータは、労働基準監督署・自治体等で参照することができます。
- 労基署職員の方は、紙の様式による申請に基づく申請データとして、報告様式に架空の記載を行っていただいたうえで、報告様式を画像読み取りし、OCR申請機能により架空の申請情報を作成することができます。
- OCR申請機能は、ユーザーテスト期間中を含め申請ごとに利用料が発生するため、各労働基準監督署ごとに**一定の利用上限数を設ける予定です**。利用上限数について別途各労働局を通して連絡します。
- 地域によっては、ユーザーテストに参加する事業者が少なく、労働基準監督署において「事業者から提出されたデータ」を用いたテストが実施できないことが想定されます。このため、ユーザーテスト用に架空データをあらかじめ用意する予定です。

立入調査

対象：労基署

ユーザーテスト終了後情報は削除



- 労基署職員の方は、申請内容に基づき立入調査日程の設定と確認（一覧表示及びガントチャート表示）を行うことができます。
- **申請データはあくまでもテストデータであるため、たとえ事業者の連絡先が記載されていたとしても、職員の方は事業者者に連絡を行ったり、実際に立入調査を行うことはしないでください。**

4-2. ユーザーアカウントの管理

アカウント管理

対象：事業者・労基署

本運用へ引き継ぐ

- 申請情報以外のアカウント情報については、申請情報と異なり本運用にアカウント情報をそのまま引き継ぎます。ユーザーテスト時に設定した以下の情報は本運用に引き継がれることとなります。
 - ・（事業者・職員共通）変更したログイン用パスワード
 - ・（職員のみ）メール通知設定
 - ・（職員のみ）メール通知方法
 - ・（事業者のみ）GBizIDメンバーアカウントに設定された所属情報
- 特にメール通知に関する設定については、本運用開始後の実際の業務を想定して設定を行っておくことをお勧めします。

各機能の詳しい説明については、別途配付する

「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル-詳細機能編-」をご確認ください。

また、マニュアルは今後更新されることもありまので、都度ご確認ください。

5. ユーザーテストの留意事項

操作実施時のおねがい

ユーザーテストは、実際の運用に近い形で実施することから、できるだけ運用に沿った形で参加いただくことをお願いいたします。テスト中に実施いただきたいこと、実施しないいただきたいことの一例を下記に挙げましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

実施していただきたいこと	実施しないでいただきたいこと	説明
石綿事前調査結果報告制度の周知と合わせ、ユーザーテストの実施を周知する。その際住所や氏名などの情報は架空のものを入力するように依頼・周知する。	事業者に対して、実際の事前調査結果をもとに、真正のデータを入力するように指導する。	あくまでもシステムの利用方法に習熟していただくためのテストであり、実際の報告や指導を行うことは目的としていないため、架空のデータで行っていただくように案内してください。
- 事業者から報告されるテストデータが少ない場合、管内の事業者ユーザーテストへの参加を勧奨する。 - OCR申請機能によりテストデータを登録する。	職員自らGBIZIDを登録して事業者用のアカウントを作成し、テストデータを作成する。	GBIZIDの登録は実際に事業を行う事業者・個人事業主に限定されており、それ以外の方の登録は禁止されています。
仮想の申請データをもとに、立入検査の日程調整等の業務シミュレーションを行う。	申請データをもとに事業者に連絡し、指導・立入検査を行う。	事業者に対しても架空データでのテスト参加をお願いしていることから、法令違反と読み取れるデータが発生する場合があります。くれぐれも申請データの内容を理由とした指導や実際の立入を行わないようご注意ください。

6. ユーザーテスト中の問合せ

ユーザーテストの実施中に不明点や不具合が発生した場合の問合せ方法

ヘルプデスクへの問い合わせについて

ユーザーテストの実施中に、操作上の不明点やシステムの不具合が考えられる事象が発生した場合は、まずはじめにマニュアルの確認をお願いします。

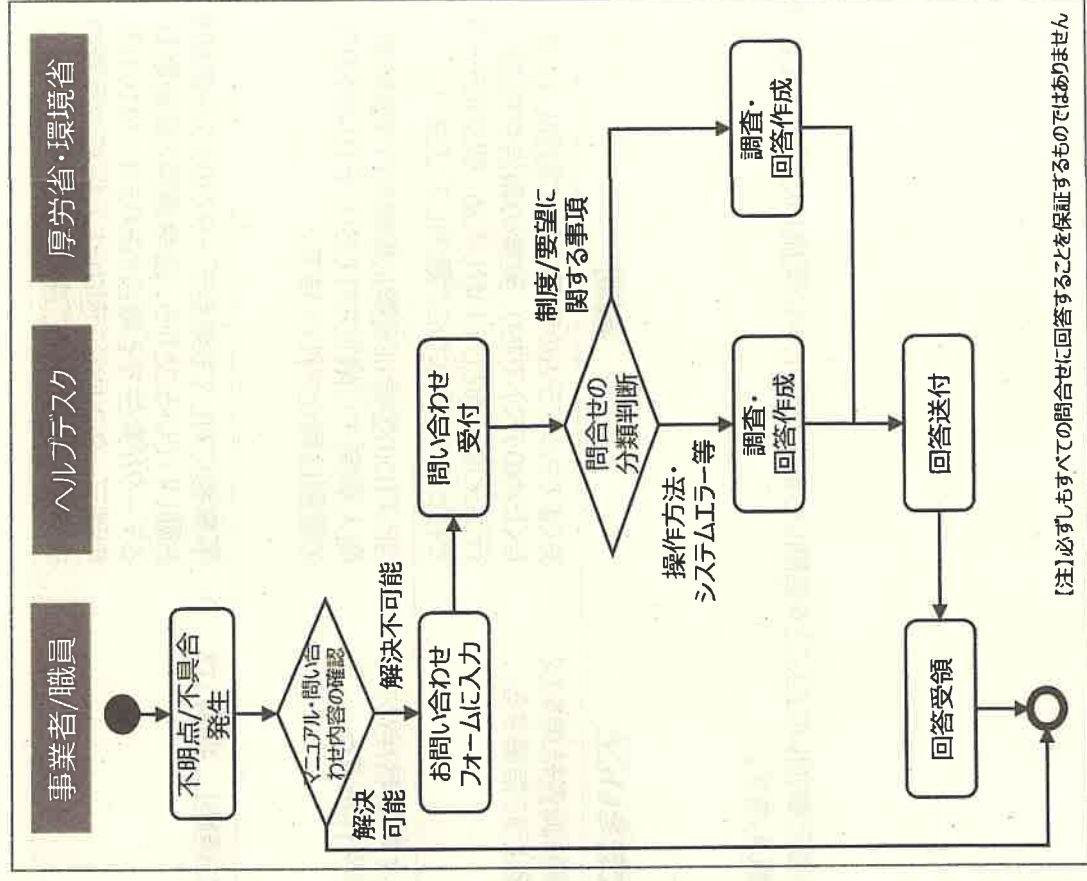
また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を掲載しますので、こちらもあわせてご確認ください。

マニュアルやお知らせ一覧に記載がなかったり、記載どおりの操作を行っても期待する結果が得られない場合は、システム内に設けられているお問い合わせフォームからヘルプデスクに問い合わせをお願いします。



電話での問い合わせについて

ユーザーテスト実施中は、限られた人員で問い合わせ対応を行っているため、問合せは基本的にお問い合わせフォームでお願いします。



7. 事業者向けの広報について

事業者向けの広報について

業界団体等に対して協力依頼を行うほか、厚生労働省が運営する「石綿総合情報ポータルサイト」・環境省Webサイトへの掲載を通じて、ユーザーテストの実施に係る広報を展開します。各労働基準監督署・自治体においても、報告制度の周知とあわせてユーザーテストへの参加依頼を積極的に実施いただくようお願いいたします。

業界団体等に対する協力依頼

- 日本建設業連合会
- 住宅リフォーム推進協議会
- 大手ゼネコン
- 大手ハウスメーカー 等

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト



環境省Webサイト



労働基準監督署・自治体での取り組み例

チラシの配布

- 局署窓口へのチラシの配架
- 局署から発送する郵便物へのチラシ封入 等



チラシ
(イメージ)

メール/HPの署名欄活用

- 局署から発信するメールやHPへ案内記載



・・・・・・・・・・労働基準監督署からのお知らせ・・・・・・・・・・
石綿事前調査結果報告システムによる電子報告がはじまります！
GPIAを早めに取り扱いいただき、本運用に向けたユーザーテストにぜひご参加ください。
詳細はこちら→<http://www.ichikawa-mhbr.co.jp/>

記載内容(イメージ)

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID（gBizプライムまたはgBizエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

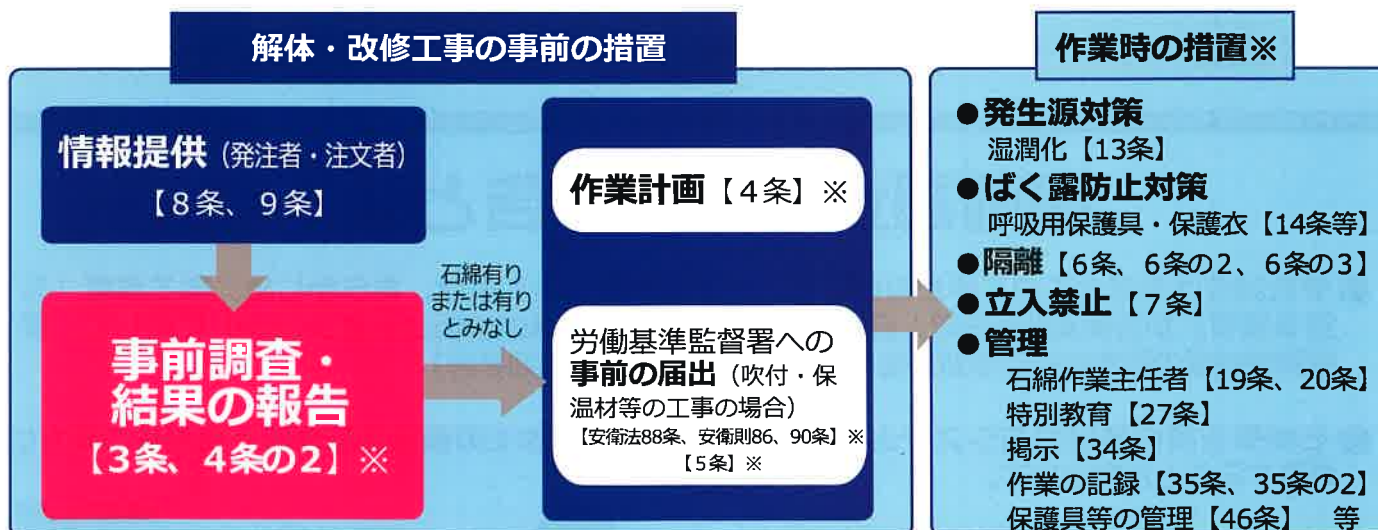
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

